

徳島県告示第百三十五号

国土地理院長から、次のように基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）	徳島県全域	令和三年三月一日から 令和三年三月三十一日まで